

申請に対する標準審査期間

処 分 名	開発行為の許可			
根拠法令及び条項	都市計画法第29条第1項 (法令番号:昭和43年法律第100号)			
標準審査期間		市街化区域		市街化調整区域
	開発区域面積	1ha未満	1ha以上	/
	標準審査期間	25日	40日	※①55日
				※②85日
	※上記日数は、申請書が到達した日から、処分をするまでの標準的な日数で、休日は含まない。			
備 考	<ol style="list-style-type: none"> 1 ※①・都市計画法第34条第1号～第13号に該当するもの ※②・都市計画法第34条第14号基準1～8及び個別案件に該当するもの 2 都市計画法第32条に係る協議期間は含まない。 3 条例等による行政指導の期間は含まない。 4 市街化調整区域に係る開発行為で都市計画法第34条第14号に該当し、開発審査会の議を経ることとされているもの、又は加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例の規定により開発審査会の意見を聴くもののうち、審査期間に開発審査会が開催されない月を含む場合は、上記日数に30日を加えた期間とする。 5 開発行為を行うに当たり、農地転用許可、林地開発許可が必要となるものについては、各所管課と調整の上、許可を行うこととなるが、その際の調整に係る期間は含まない。 6 贈与等による土地の所有権の移転を行うために要する期間は含まない。 7 申請者が申請内容を補正するために要する期間は含まない。 			

処 分 名	開発行為の変更の許可			
根拠法令及び条項	都市計画法第35条の2 (法令番号:昭和 43 年法律第 100 号)			
標準審査期間		市街化区域		市街化調整区域
	開発区域面積	1ha 未満	1ha 以上	
	標準審査期間	25日	40日	※①55日
				※②85日
※上記日数は、申請書が到達した日から、処分をするまでの標準的な日数で、休日は含まない。				
備 考	1 ※①・都市計画法第34条第1号～第13号に該当するもの ※②・都市計画法第34条第14号基準1～8及び個別案件に該当するもの 2 都市計画法第32条に係る協議期間は含まない。 3 条例等による行政指導の期間は含まない。 4 申請者が申請内容を補正するために要する期間は含まない。			

処 分 名	開発行為に関する工事の検査済証の交付			
根拠法令及び条項	都市計画法第36条第2項 (法令番号:昭和 43 年法律第 100 号)			
標準審査期間	15日			
	※上記日数は、工事完了届出書が到達した日から、処分をするまでの標準的な日数で、休日は含まない。			
備 考	1 都市計画法第32条に係る協議期間は含まない。 2 申請者が申請内容を補正するために要する期間は含まない。			

処 分 名	開発行為に関する工事完了公告前の建築等の承認
根拠法令及び条項	都市計画法第37条第1号（法令番号:昭和43年法律第100号）
標準審査期間	15日
	※上記日数は、申請書が到達した日から、処分をするまでの標準的な日数で、休日は含まない。
備 考	申請者が申請内容を補正するために要する期間は含まない。

処 分 名	市街化調整区域内等における建築物の特例許可
根拠法令及び条項	都市計画法第41条第2項ただし書（法令番号:昭和43年法律第100号）
標準審査期間	15日
	※上記日数は、申請書が到達した日から、処分をするまでの標準的な日数で、休日は含まない。
備 考	申請者が申請内容を補正するために要する期間は含まない。

処 分 名	予定建築物等以外の建築等の許可
根拠法令及び条項	都市計画法第42条第1項ただし書（法令番号:昭和43年法律第100号）
標準審査期間	15日
	※上記日数は、申請書が到達した日から、処分をするまでの標準的な日数で、休日は含まない。
備 考	申請者が申請内容を補正するために要する期間は含まない。

処 分 名	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可	
根拠法令及び条項	都市計画法第43条第1項（法令番号:昭和43年法律第100号）	
標準審査期間	日数	※①25日
		※②55日
	※上記日数は、申請書が到達した日から、処分をするまでの標準的な日数で、休日は含まない。	
備 考	<p>1 ※①・下記②以外のもの</p> <p>※②・都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ基準1～8及び個別案件に該当するもの</p> <p>2 条例等による行政指導の期間は含まない。</p> <p>3 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当し、開発審査会の議を経ることとされているもの、又は加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例の規定により開発審査会の意見を聴くもののうち、審査期間に開発審査会が開催されない月を含む場合は、上記日数に30日を加えた期間とする。</p> <p>4 建築行為を行うに当たり、農地転用許可、林地開発許可が、必要となるものについては、各所管部課と調整の上、許可を行うこととなるが、その際の調整に係る期間は含まない。</p> <p>5 贈与等による土地の所有権の移転を行うために要する期間は含まない。</p> <p>6 申請者が申請内容を補正するために要する期間は含まない。</p>	

処 分 名	開発許可を受けた地位の承継の承認
根拠法令及び条項	都市計画法第45条第1項（法令番号:昭和43年法律第100号）
標準審査期間	15日
	※上記日数は、申請書が到達した日から、処分をするまでの標準的な日数で、休日は含まない。
備 考	申請者が申請内容を補正するために要する期間は含まない。

処 分 名	優良宅地造成の認定(特定長期譲渡所得課税制度（個人）)
根拠法令及び条項	租税特別措置法第31条の2第2項第15号ハ (法令番号:昭和32年法律第26号)
標準審査期間	30日
	※上記日数は、申請書が到達した日から、処分をするまでの標準的な日数で、休日は含まない。
備 考	申請者が申請内容を補正するために要する期間は含まない。